

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第四種優先株式	250,000
第五種優先株式	250,000
第六種優先株式	300,000
計	101,630,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月6日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	56,202,668	56,355,849		完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第一種優先株式	35,000			
第二種優先株式	100,000			
第三種優先株式	695,000			
第1回第六種 優先株式	70,001	同左		(注)
計	57,102,669	56,425,850		

(注) 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当銀行は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

- (b) ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
 - (c) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。
- (ロ) 優先中間配当金
- 当銀行は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円を上限として中間配当金を支払う。
- (ハ) 残余財産の分配
- (a) 当銀行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
 - (b) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
- (ニ) 取得条項
- 当銀行は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部又は全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。
- (ホ) 議決権
- 第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。
- (ヘ) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
- (a) 当銀行は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 - (b) 当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (c) 当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年5月17日(注)1	214,194	56,327,142		664,986,500		665,033,781
平成18年9月6日(注)2	173,770	56,500,912		664,986,500		665,033,781
平成18年9月29日(注)3	601,757	57,102,669		664,986,500		665,033,781

- (注) 1 第一種優先株式35,000株、第二種優先株式33,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が214,194株増加いたしました。
- 2 第二種優先株式67,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が173,770株増加いたしました。
- 3 第三種優先株式500,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が601,757株増加いたしました。
- 4 平成18年10月11日に、第三種優先株式195,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が153,181株増加いたしました。
- 5 平成18年10月31日に、優先株式の消却を実施したことに伴い、第一種優先株式が35,000株、第二種優先株式が100,000株、第三種優先株式が695,000株減少いたしました。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	56,202,668	100.00
計		56,202,668	100.00

第三種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	195,000	28.05
計		195,000	28.05

第1回第六種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	70,001	100.00
計		70,001	100.00

- (注) 当行が所有する自己株式(第一種優先株式35,000株、第二種優先株式100,000株及び第三種優先株式500,000株)は、上記に含めておりません。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成18年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 900,001		(1)株式の総数等 発行済株式参照 (注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,202,668	56,202,668	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	57,102,669		
総株主の議決権		56,202,668	

(注) 「無議決権株式」の欄には、当行所有の自己株式(第一種優先株式35,000株、第二種優先株式100,000株、第三種優先株式500,000株)が含まれております。

【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

(2) 優先株式

各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

(注) 執行役員の状況

平成18年12月6日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く。)の構成については、異動により以下のとおりとなっております。

常務執行役員	18名
執行役員	41名